

川 水 審 第 1 号

平成22年3月16日

川島町水道事業管理者

川島町長 高 田 康 男 様

川島町水道事業審議会

会長 飯 野 徹 也

水道料金の見直しについて（答申）

平成21年10月19日付け川水発第297号で諮問のあった水道料金の見直しについて、次のとおり答申します。

近年、水道事業を取り巻く経営環境も大きく変化してきた。右肩上がりであった水需要は、長引く景気低迷や町民の節水意識の高揚などにより減少してきた。これは水道事業において有収水量の減少として表面化し、給水収益が減少している。

また、川島インター産業団地の計画推進を契機とした水道施設の老朽化や施設能力の改善は、先送りすることができない懸案事項となっており、事業運営は非常に厳しい状況に直面している。

現行の水道料金は、平成7年度から平成9年度までの3年間を料金算定期間として平成7年7月に改定以降、職員数の削減をはじめ、公的資金補償金免除繰上げ償還や財務会計の電算システムの変更など経営の効率化を進める企業努力を行い平成11年7月、平成16年3月に口径13・20ミリの基本料金を60円値下げし現在に至っている。

しかしながら、今後は、県水受水量の増加に伴う費用や県水受水に伴う施設整備、老朽化施設の更新事業による減価償却費や企業債元利償還金の増加等により、現在の料金水準での事業運営は困難と判断されることから、平成21年10月19日、町長より本審議会に対して「水道料金の見直しについて」の諮問がなされた。

本審議会は、この諮問を受け、今後の水道料金の見直しを審議するにあたり、財政収支計画を検証し計画が適正であると判断したうえで、慎重に審議を重ね、以下のような認識で一致した。

記

1. 判断の理由

景気は依然として厳しい状況が続き、料金改定による負担の増加が、住民生活に与える影響は決して軽いものではないということを十分認識している。しかし、今後とも継続して「安全で安心な水」を安定的に供給していくためには、老朽化した施設の

更新や県水受水の増加が必要となり、必要最小限の料金改定はやむを得ないものと考ええる。

2. 改定の基本的考え方

水道は、町民の日常生活や社会の経済活動を支える上で最も重要なものであり、料金の値上げが大きな影響を及ぼすことを考慮して、値上げ幅を最小限に止めるべきである。また、生活者優先の配慮から基本料金についても同様の措置を検討する。

3. 改定内容

(1) 料金について

① 改定方針

- ・料金改定率は、住民生活への影響を考慮し、料金算定方法を損益原価によりできる限り低廉に努める。
- ・財政収支計画を検証した中で、損益原価により平均で15.26パーセントの改定が必要と判断された。しかし、景気の低迷により川島インター産業団地等の企業進出の遅れなど水道事業収益は予想以上の減収となっていることから、現在の経済状況を考慮し、期間を限定して一般会計からの補助を導入するなどできる限り改定率の軽減に努める。
- ・近隣市町村との料金バランスを考慮する。

② 料金算定期間

- ・平成21年度から平成23年度までの3年間とする。

③ 料金体系

- ・現行どおり「基本水量付き基本料金で段階的逦増料金制」とする。

④ 改定時期

- ・答申後、早い時期とする。

(2) 量水器使用料について

現在の水道料金体系の流れの中では、量水器使用料を個別に徴収するのではなく、水道料金の中に包括させていく方法が事務の効率化として主流となっている。

埼玉県下の75事業所の中で量水器使用料を徴収している事業所は、10事業所と少数になっていることから、料金に含める改定としたいが、今回は料金改定として、改定後に料金に統合させる方向で検討する。

(3) 加入分担金について

現行の加入分担金額は、平成7年4月に改定されたものですが、近隣市町村と比較しても大きな価格差が無いことから据え置くこととする。

4. 要望事項

(1) 有収率の向上

平成20年度の有収率は、92.55%と前年度から2.21ポイント下降している。有収率が低いということは、漏水が多いこと、メーターの不感、消防用水、残留塩素の確保のための排泥弁からの排水など、いくつかの要因が考えられるが、漏水、排泥弁からの排水による場合は、収益につながらないこととなるため、有収率の向上対策を講ずる必要がある。

特に町では、残留塩素の確保のため排泥弁からの排水が42箇所と非常に多くなっていることから水理解析による維持管理を推進することで有収率の向上を図りたい。

(2) 企業努力

水道事業は、もとより公営企業の原則である公共性と経済性の確保に最大限の努力を傾注すべきことは申すまでもないことである。

特に、平成7年度の料金改定以降、平成11年度、平成15年度と2回の生活者優先の配慮から基本料金の値下げを実施するとともに、その後も人件費の抑制や事務の効率化など、水道事業の取り組みは評価に値するものがある。しかし、平成22年度以降の本格県水受水後の財政計画を見通した中では、ますます厳しい経営環境が続くことを想像することは難しくない状況である。

さらに、今後も水需要の鈍化傾向は続くものと予測され、併せて県水受水という新たな環境の変化に対応できる事業経営が求められるところであり、今後の経済状況の変化に対応する自らの企業努力こそが経営に欠かすことのできない条件である。

(3) 町の行政負担

水道事業における今後の経営状況の悪化は、開発計画による水需要に対応するための老朽化施設の更新や県水受水量の増量を急展開に進めなければならなかったことが、大きな要因となっている。こうしたことから開発に伴う水需要予測と開発区域での現在の水需要の開きの部分を単純に水道料金に反映させることは、望ましくないと考える。激増緩和措置として、一定期間に限り一般会計からの補助を導入することが望ましい。

(4) 情報の提供

料金改定にあたっては、住民生活に直接大きな影響を及ぼすことから、住民への理解と協力が必要であり、情報提供が不可欠となる。

したがって、住民に対して改定の必要性、事業経営の内容や料金改定の仕組みを十分に説明する必要があると考えるので、広報誌やホームページを活用して住民に積極

的に説明する努力が必要である。

(5) 平成21年度建設事業起債借入の低減

平成21年度建設改良費に対して、290,000千円の起債借入れを予定しているが、近年にない多額の建設改良であることから、建設改良積み立てを取り崩して充てることが必要と考える。今後の償還利子の増加を抑えて料金改定に望むべきである。

(6) 修繕引当金の活用

平成21年度に配水施設の維持管理を目的として、水理解析及び漏水調査をしているが、その結果により多くの修繕が必要になってくると考える。この修繕については、修繕引当金を効率よく使用し修繕費の増加を抑えることが必要である。

(7) 地域水道ビジョンの作成

厚生労働省では、平成16年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、工程を示した。

また、水道事業の今日的課題として、施設の老朽化に伴い大規模な更新が必要となる中で、各水道事業者においては、安全・安心な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みが求められているとともに、その基盤となる運営の強化や技術力の確保が必要とされている。これらの課題に適切に対処していくためには、各水道事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析したうえで、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」を作成する必要がある。